

## 新潟市更生訓練費給付事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する自立訓練又は同条第14項に規定する就労移行支援（以下「自立訓練等」という。）を利用している者に、第2条に規定する更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において更生訓練費とは、自立訓練等事業所における実習及び訓練を効果的に受けるために必要であり、かつ、自立訓練等利用者本人が単独で使用する消耗品等の費用とする。

### (支給対象者)

第3条 更生訓練費の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、本市に住所を有し、かつ、本市に生活の拠があり、自立訓練等を利用している者（就労継続支援B型の利用に向けた就労アセスメントを受けるために就労移行支援を利用する場合を除く）とする。ただし、障害福祉サービスに係る利用者負担額の生じない者、又はこれに準ずる者として市長が認めた者とする。

### (支給額)

第4条 更生訓練費の額は、自立訓練等利用者本人が負担した額とする。ただし、月額6,300円を上限とする。

### (支給手続き等)

第5条 更生訓練費の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、更生訓練費の費用負担が発生した翌月10日（閉庁日の場合は翌開庁日）までに速やかに、当該費用負担が自立訓練等事業所における実習及び訓練に必要な旨等の事業所の長の証明を附して、次の各号に掲げる書類により、市長に申請しなければならない。

(1) 新潟市更生訓練費支給申請書（別記様式第1号）

(2) 申請者が費用負担した消耗品等の購入に係る領収書等（当該更生訓練費対象物品等に係る自己負担経費が確認できる書類等）

### (支給手続き等の委任)

第6条 申請者は、更生訓練費の支給申請、請求及びその受領を事業所の長に委任することができる。この場合において、当該事業所の長は当該申請者から委任状を徴さなければならない。

2 前項により申請者から委任を受けた事業所の長は、更生訓練費の支給について、新潟市更生訓練費支給申請書（別記様式第2号）及び前条第2号の書類により市長に申請しなければならない。

### (支給の決定等)

第7条 市長は、前2条により更生訓練費の申請があったときは、申請書等の内容を審査し、適当と認められる場合は支給の決定を行い、すみやかに支給手続きを行うものとする。

(給付の返還)

第8条 申請者が虚偽の申請等により不正に給付額の支払を受けたときは、市長はこれを返還させなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。  
(旧法更生訓練費の支給対象者に関する経過措置)
- 2 平成18年9月末日において支援法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（以下「旧法」という。）第17条の14の規定により更生訓練費を受給していた者のうち、同年10月以降も引き続きこの要綱による更生訓練費の支給を受ける者については、同年9月末日時点で利用している施設に同年10月以降も引き続き入所等している間は、旧法に基づく更生訓練費の支給対象者の要件を引き続き適用し支給対象者の判定を行うことができるものとする。この場合の支給対象者は、第4条の支給対象者とみなし、この要綱による更生訓練費を必要に応じ支給するものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

新潟市更生訓練費支給申請書

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 住 所  
氏 名  
受給者証番号  
連 絡 先

新潟市更生訓練費の支給（ 年 月分）について、下記のとおり申請いたします。

記

サービス種類：  自立訓練  就労移行支援

訓練 日数 (日)	訓練のための経費			
	実費負担内容・物品名	購入日	金額 (円)	物品購入を必要とする 主な実習・訓練内容
新潟市更生訓練費支給申請額			円也	

本事業所における上記実習・訓練を支給対象者が効果的に受けるために上記物品の購入が必要であること、かつ、上記について事実と相違ないことを証明いたします。

年 月 日

事業所名

所長名

印

上記に関する新潟市更生訓練費を下記の口座に振り込んでください。

口座	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 支所 出張所	種 目	1 普通	2 当座
			口座番号		
振替 依頼 欄	金融機関コード	店舗コード			
	フリガナ				
	口座名義人				
	備考				

